各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(三)の項中「許容応力度等計算に」を「許容応力度等計算により」に、

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(四)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(五)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(六)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(七)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(八)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(九)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(十)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(十一)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(十二)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(十三)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(十四)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(十五)の項中

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

を

構造計算概要書	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。

に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十八条第一項第二号及び第二十九条第四項第六号の規定に基づき、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び同令を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「側車付二輪自動車」の下に「、三輪自動車」を、「アンテナの技術基準」の下に「（以下、本条において「外装基準」という。）」を加え、「平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、第３項第３号の基準に適合するものにあっては、この限りでない。」を「平成29年３月31日までの間は、同基準を適用しないことができる。」に改める。

第二十二条第二項第三号中「第１号の自動車（同号ただし書きの自動車を除く。）以外の自動車」を「外装基準の適用を受けない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）」に改める。

第二十二条第三項第三号中「前項第１号ただし書きの」を「平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下、本条において同じ。）、第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない」に、「、貨物」を「及び貨物」に、「並びにカタピラ」を「、カタピラ」に改め、「備えるもの」の下に「並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるもの」を加える。

第二十二条第四項中「同号ただし書きの」を「平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない」に改める。

第三十九条第三項第二号イ(1)中「Ⅴ」を「Ⅴ」に改める。

第百条第三項第三号中「、貨物」を「及び貨物」に、「並びにカタピラ」を「、カタピラ」に、「を除く。）であって、次の規定」を「並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件」に改める。

第百条第三項中「の規定にかかわらず、前項」を加える。

第百条第四項中「ものとする。」の下に「ただし、平成29年３月31日までの間は、第２号、第３号、第４号及び第５号の基準を適用しないことができる。」を加える。